

公益社団法人松戸市シルバー人材センター「プロジェクト」運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会設置規程」に基づき、専門委員会の所管に属さず委員会の所掌事項を越えた作業が求められ、センター事業に於ける課題や臨時又は特別の事務を行う必要が認められたときに、「プロジェクト」チームを編成、設置するための必要事項について定める。

(設置)

第2条 「プロジェクト」チームは、理事長が必要と認めたとき、その都度、理事会の承認を経て設置し、検討結果を理事会に報告し、事務の完了を以て廃止される。

(組織)

第3条 「プロジェクト」チームは、原則10名以内とし理事、正会員、事務局職員で構成する。

2 「プロジェクト」チームは、メンバーの互選によりリーダー、サブリーダーを選出する。

3 リーダーは、必要に応じてメンバー以外の関係者の参加を求めることができる。

(会議)

第4条 「プロジェクト」チームは、リーダーが招集し会議の座長となり運営する。

2 「プロジェクト」チームの議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時はリーダーの決するところによる。

3 チームには、専門部会長に出席を求めることができる。

4 理事長、事務局長は必要に応じて出席することができる。

(庶務)

第5条 「プロジェクト」会議の庶務は、センター事務局にて処理する。

(報酬及び諸謝金)

第6条 会議または作業活動等に参加した場合の報酬及び諸謝金は、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター役員報酬及び費用に関する規程」及び「公益社団法人松戸市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程」の定めに準じて支給する。

2 報酬及び諸謝金は、別に定める活動報告書（第1号様式）を理事長に提出し承認を得ることにより支給される。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、理事会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

(公社) 松戸市シルバー人材センター
理事長 様

活 動 報 告 書

専門委員会名 _____

専門委員長名 _____ 印

公益社団法人松戸市シルバー人材センター「プロジェクト」運営要綱第6条の規定に基づき、活動内容を下記のとおり報告します。

活動年月日						
活動内容						
出席者	NO	会員番号	氏 名	NO	会員番号	氏 名
	1			7		
	2			8		
	3			9		
	4			10		
	5			11		
	6			12		